

(

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示上に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(委員会)

第55条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について理事会の議決に基き、調査し研究したまたは事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理する為に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員をおく

3 事務局長および職員の任免は、理事会の議決を得て理事長がおこなう。

4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、第5条の名称の定款変更についての所轄庁の認証が届いた平成26年11月14日から効力が発生するものとする。

当法人の定款である。

特定非営利活動法人かみああと

代表理事 高木敏明